

国民年金 保険料、育児休業中も免除へ？

いつもお世話になっております。

国民年金に関して、厚生労働省では自営業やフリーランスの育児支援策として、国民年金の保険料を一定期間免除する措置を設けることを検討し始めたようです。2026年度までに始めるとのことです。

会社員は育児休業中に厚生年金の保険料が免除され、雇用保険から給与水準に応じた育児休業給付金が支給されています。個人事業主などが加入する国民年金では産前産後の4ヶ月は免除されますが、それ以外は保険料がそのままで給付もないため、負担差が問題視されています。

対象者や免除期間の基準に関する検討では、厚生年金では免除する期間は休業していることが条件ですが、フリーランスなどでは完全休業は難しく、また休業の証明も困難であるため、休業を必須条件にすべきかを議論するようです。

育児休業給付の制度も検討されており、新設する方針なのようですが、制度設計の難しさから断念し、保険料免除に方針転換したようです。

いかかでしょう。免除がないこともご存知の方も多いかもしれませんが、そもそも国民年金にかかっている産前産後の免除も5年以内に新設された制度でもあろう。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。